

# 新型コロナウイルス感染症総合対策支援情報

令和3年9月1日発行

新型コロナウイルス感染症総合対策として町で実施している事業等についてお知らせします。

## 寄診療所の通常診療の再開について

寄診療所では、阪田英介(さかたえいすけ)医師を新たに所長としてお迎えし、9月1日より水曜日を含め通常診療を再開いたします。休診中は、ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

### 【診療時間】

午前9時～正午、午後2時～午後5時

	担当医
月	阪田医師
火	足柄上病院医師(輪番)
水	阪田医師
木	阪田医師
金	阪田医師

### 【問い合わせ】

町民課 ☎(83)1225、寄診療所 ☎(89)2119

## 産後ケア応援助成金事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活等が制約される状況下の産婦さんが、産後において、心身ケアや育児の支援サービスを利用した場合に助成金を交付します。

### 【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・令和3年4月1日～令和4年2月28日までの間に出産が確認できた方
- ・申請日に松田町に住民登録されている方

### 【助成額(上限額)】

- ・宿泊型デイサービス  
1泊につき2万円(5泊まで)
- ・デイケア  
1回につき5千円(5回まで)

※転入前に出産し、前居住地で利用したサービスについては対象外となります。

### 【問い合わせ】

子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

## 危険ブロック塀等 緊急改修費補助事業

災害時の危険軽減や通学路の更なる安全確保を図るため、通行の多い幅員狭小な公道沿いの危険ブロック塀の撤去・改修について補助を行います。

ご希望・ご相談のある方は、まちづくり課までお問い合わせください。

### 【補助金額(限度額)】

撤去のみ 5,000円/m

撤去改修 29,000円/m

### 【問い合わせ】

まちづくり課 都市計画係 ☎(84)1332

## 水道基本料金(4か月分)減免

自宅での自粛生活が長引く中、節水による健康被害を引き起こさないよう、8月～11月分の水道料金のうち基本料金を減免します。

### 【減免の内容】

- ・水道料金のうち、基本料金を減免します。(超過料金は減免の対象外です)
- ・湯の沢地区は秦野市水道料金の基本料金分を補助します。

### 【対象者】 家事用で水道を使用している方

### 【減免する期間】

令和3年9月検針分(8・9月使用分)から11月検針分(10・11月使用分)までの4か月間

### 【手続き】 不要です。

※湯の沢地区の方には9月検針時に振込依頼等の通知を別途配布します。

### 【問い合わせ】

環境上下水道課 上下水道係 ☎(83)1227

## 新型コロナウイルスワクチン接種状況について (8月29日時点)

### ●65歳以上高齢者接種率

1回目 89.64% 2回目 88.42%

### ●64歳以下接種率

1回目 53.77% 2回目 33.63%

### ●全世代接種率

1回目 66.70% 2回目 53.37%

(裏面へ続く)

## 妊婦の方、中学生・高校生のワクチン接種の優先予約について

- 妊婦の方及び中学生・高校生の方でワクチン接種を希望されている方は、優先的に予約を取りますので、下記（子育て健康課 健康づくり係）へご相談ください。※希望日に接種できるとは限りませんので、予めご承知おきください。
- 妊婦の方がワクチン接種を希望される場合は、産科の主治医にご相談の上、接種の際には予診票への記入もお願いいたします。

### ご注意ください!!

新型コロナウイルス感染症の**家庭内感染**が増加しています!!

家庭内での感染を防止するため、以下の事にご注意ください。

- 発熱、咳など風邪症状は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあります。少しでも調子が悪ければ、かかりつけ医にご相談されるか、または神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（無休 24 時間対応）☎0570-156774 または、045-285-0536 へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症は、初期の治療が大変重要になります。異変を見逃さないためにも、日頃から体調を気にかけてみましょう。発熱は必ず37.5℃以上あるとは限りません。感染初期は、37.5℃以下であったり、下がってしまう場合もあります。

- コロナ感染ではないとわかるまでの間は、下記のとおり家庭内にて対応をお願いします。

- ・家庭内でもマスクの着用（原則、家族全員）
- ・こまめな換気（1時間に10分程度が目安になります）
- ・食事は個々に分け、個別に摂りましょう
- ・ドアノブ、手すり、スイッチなどよく手の触れる場所や共用部分は、こまめに消毒してください
- ・タオルは共有ではなく個別に使用しましょう（トイレ、洗面所、入浴等）
- ・症状のある方は、部屋から出ないようにしましょう
- ・症状がある方と他の家族がいる部屋は、分けましょう  
※部屋が分けられない場合は、2m以上の距離を保つことや仕切りやカーテンを設置するなど工夫をしましょう。  
※同じ部屋で就寝する場合は、枕の位置を揃えるのではなく、互い違いになるよう顔からの距離がとれるようにしましょう。



これらの取り組みは、万が一感染が確認された後も続けてください。

新型コロナウイルスに感染した場合、軽症であっても、数か月間は嗅覚、味覚に異常がある場合があります。症状が改善されず、ご心配な方は療養されたときの医療機関または「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル※上部に記載有」にご相談ください。